日調連発第２３４号
平成２５年１０月２２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（参考送付）

この度、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

美濃加茂市（岐阜県）　　平成２５年１０月１日から

別添

岐調発第118号
平成25年10月9日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　林　千年　様

岐阜県土地家屋調査士会
会長　若園　知明

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記制度が岐阜県美濃加茂市において、平成25年10月1日より別紙のとおり施行される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

発民第１７５号
平成２５年１０月１日

岐阜県土地家屋調査士会
会長　若園　知明　様

美濃加茂市長　藤　井　　浩　人

美濃加茂市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について

平素より本市行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では事前に希望される方について、その方に係る住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人等の第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に通知する制度を下記のとおりに実施いたします。

つきましては、本制度につきまして、貴会所属の会員の皆様にご周知いただきますようよろしくお願いします。

記

１．実施日　　平成２５年１０月１日

２．対象となる証明書
- 住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）
- 住民票の記載事項証明書（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍の謄本又は抄本
- 戸籍の全部又は一部事項証明
- 戸籍の記載事項証明書　　※それぞれ除票又は除籍等を含む

３．対象外となる請求
- 国または地方公共団体の機関からの請求
- 本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写し及び住民票の記載事項証明書の請求
- 弁護士・司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理及び遺言状の作成保全処分等の代理業務に使用するための請求
- 美濃加茂市が設置している証明書自動交付機から交付される住民票

美濃加茂市役所総務部市民課
担当　渡辺　彰人、渡辺　真理子
電話　０５７４－２５－２１１１　内線２２０、２２５）